

改正後	改正前
<p>(資産の評価) 第三十六条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）を除く。）</p> <p>三 (略)</p>	<p>(資産の評価) 第三十六条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。）</p> <p>三 (略)</p>